

タイ国における「郡長」の政治機能 ——《ラーチャカーン》の政治的本質との関連で——

矢 野 暢*

The Political Function of District Officers in Thailand

Toru YANO*

This article aims at clarifying one aspect of the political system of Thailand by bringing into relief the political function played by district officers (naai amphəə).

More than five hundred district officers are now engaged in administrative duties all over Thailand. Their primary function is to work as “points of contact” between the government and the people. They are appointed government officials who keep in direct contact with elected “kamnans” at the

lowest of the administrative echelons of Thailand.

There are two main themes which the author tries to analyze in this article. One is the balance to be kept between the “output” and the “input” of the Thai political system by district officers when they function officially as “points of contact” between the government and the people. The other is the political nature of the so-called “raatchakaan” which permeates the Thai bureaucracy.

はじめに

本篇は、タイ国の政治体系の特質を明らかにするために、中央権力と被治者大衆とを結ぶ地方行政の重要性に着目し、なかなづく公権力階梯の末端部分を担当する「郡長 (naai amphəə)」の行政機能の秘める政治性を分析することを目的とする。本研究は、従来、筆者が行なってきた、南タイ農村部における政治社会学的調査、および、「革命団布告」の研究を中心とするタイ国の政治権力の作動パターンの研究とをつなぐ中間項的研究である。¹⁾

本篇では、聴き取り調査を軸として、3次

に及んでタイ国で行なった地方行政に関する現地調査で得られた資料、とくに内務省地方行政局、および「郡長学校 (roongrian naai-amphəə)」で得られた各種資料を用いる。²⁾

I 《ラーチャカーン》機能

いうまでもなく、あらゆる政治体系(a political system)は、投入機能(基本的な要素は、^{インプット}政治的要求と体制支持の変数)と産出機能(基本的な要素は、^{アウトプット}政策と制裁である)とで特徴づけられる。³⁾ただ、問題は、投入および産出それぞれの質的吟味と、投入と産出との連結関係の量的・質的効率性であって、政治体系についての研究は、この二つの問題についての実証的な検討の段階に進むべきである

* 京都大学東南アジア研究センター；The Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University

う。そのばあいの基本的な枠組みは、政策決定過程と被治者大衆、およびその双方を結びつけるものとしての官僚機構、政党制、その他の政治的集団活動、という三つの局面の相互連関関係でなければならないことはいうまでもない。

ここでは、タイ国をひとつのテストケースとして取り上げて議論を進めてみたい。

タイ国の政治体系論的モデルを構築してみせた研究者に、ニポン・サシトーン(Nippon Sasithoon)がいる[10: 18]。かれの構図は図1の通りであるが、さしあたって、この構図を手掛りに議論を進めよう。ニポン氏の政治体系イメージの特徴は、ある程度民主主義制度の運用の妥当性を意識して、内閣、国会、政党制などを政治的意思表明や要求のチャネ

ルとしておもてに出しているところにある。これはこれで、あながちまちがった枠組みではない。

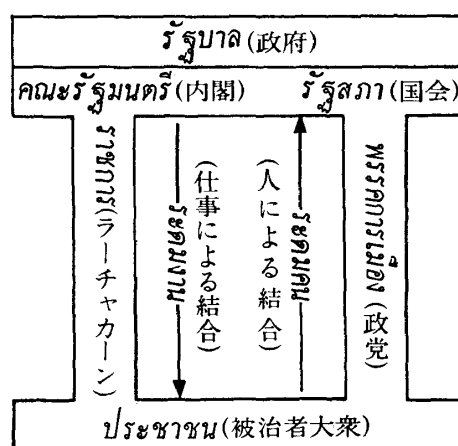


図1 ニポン・サシトーン氏によるタイの政治体系の概念図

- 1) これまで筆者が執筆した論文では以下のものが、タイ国の政治体系に関する分析を目的に執筆されたものである。

矢野 暢. 1975. 『『稲作国家』の政治構造』『タイ国——ひとつの稲作社会』石井米雄(編), 112-161ページ所収. 東京: 創文社.

_____. 1971. 「タイ国の政治指導の特性——サリット『革命団布告』を主題に——」『アジア経済』12(7): 17-32.

_____. 1975. 「タイにおける『革命団布告』の政治機能——73年『10月政変』の背景についての一考察——」『東南アジア研究』12(4): 419-435.

_____. 1967. 「南タイの土地所有——タイ・イスラム村落におけるケース・スタディ——」『東南アジア研究』4(5): 804-833.

_____. 1970. 「南タイにおける通婚圏の形成」『東南アジア研究』7(4): 462-491.

_____. 1970. 「南タイ農村民の村外居住体験について——タイ・イスラム村落におけるケース・スタディ——」『東南アジア研究』8(2): 138-170.

_____. 1971. 「南タイ農村の経済生活——タイ・イスラム村落での実態調査——」『東南アジア研究』8(4): 422-488.

_____. 1974. 「南タイ農村の発展史的把握(1)——派生村形成の社会過程——」『東南アジア研究』12(1): 49-65.

- 2) タイ国の地方行政についての現地調査を行なった時期は、以下の通りである。

第1次調査 1965年3月8日～4月21日

第2次調査 1971年8月16日～9月10日

第3次調査 1977年11月28日～1978年1月7日

第1次調査(調査地: 内務省, 中部タイ, 北部タイ, 南部タイ)に際しては、京都大学法学部の福島徳寿郎教授、清永敬次助教授(当時)のタイ国行政に関する調査に同行させていただき、いろいろご指導をいただくことができた。第2次調査(調査地: 内務省, 南部タイ, 郡長学校)では、チューラーロンコーン大学のプラースト・ヤムクリンフン教授に諸般のご協力をいただくことができた。

第3次調査(調査地: 内務省, 中部タイ, 郡長学校)では、タマサート大学のリキット・ティラウェーキン講師、タイ国内務省地方行政局の行政学校担当主任のチット・ニンラパーニット氏に諸般のご協力をいただくことができた。あわせて、心底からの謝意を表しておきたい。

- 3) 政治体系論の理論的系譜については、山川雄巳. 1968. 『政治体系理論 I』有信堂参照。「投入機能」「産出機能」などの概念については、Easton, David. 1957. An Approach to the Analysis of Political Systems. *World Politics* 9(3): 383-403; Almond, Gabriel A.; and Coleman, James S. 1960. *The politics of the Developing Areas* などが参考になる。

しかし、そういう民主主義的な装置が常時作動したわけではないタイ国の現代政治史の実情にかんがみて、そういう装置をさしあたって除去してもっとも単純化したかたちでタイの政治体系の概念図を描いてみると、図2

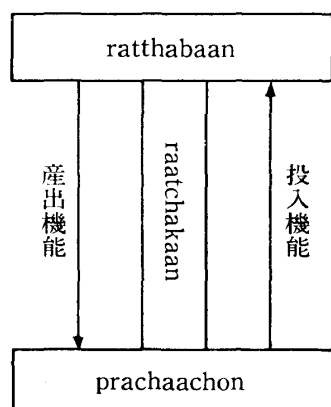


図2 タイの政治体系の概念略図

の通りとなる。この図において、《ラタバーン (ratthabaan)》は政府を意味し、《プラチャーチョン (prachaachon)》は被治者大衆を意味する。問題は《ラーチャカーン (raatchakaan)》である。ここでの議論の文脈に即して考えてみて、《ラーチャカーン》は、純理論的にいえば、投入と産出との両方の役割を果たすべきある種の媒体的機能であるということになる。しかし、タイ国の政治構造の実状に即して考えてみたとき、《ラーチャカーン》は、そのような中立的な、つまり、それが連結する二つの階層の双方にとって平等に意味をもつ、まさに中間的媒体として捉えることができるのかどうか、そこが問題になってくる。

《ラーチャカーン》の語義は、ふつう「国家もしくは国王に関する仕事」と解される[15: 770]。伝統的には「国王の仕事」という意味に用いられてきた。すなわち、《ラーチャカーン》を、本来、政府および被治者大衆の双方にとって平等に機能的意味のある事柄として捉えることはできないのである。《ラ

ーチャカーン》は、タイの政治史においてはまさに「官憲」であり、被治者大衆に一方的に迫ってくる「公権力」として位置づけられてきた。その意味で、《ラーチャカーン》は、基本的には、権力的意思の政治的＝行政的表現そのものであり、権力の波動性の波そのものである。表現をかえると、政府権力の政策執行、ないし被治者大衆にたいする一方的な制裁を内包した、政治的産出機能以外のなにものでもないのである。

《ラーチャカーン》概念をこのように意味論的に把握したばあい、ここでの課題は、この《ラーチャカーン》機能が現代においても依然としてそのような一方的性格をたわめられずにそれとして続いているのかどうか、また、《ラーチャカーン》機能は、現代のタイの行政機構との対応において、具体的にどう展開されているのか、ということにしばらくられてくる。そして、とくに、農村部＝地方 (huamüang) を広くかかえたタイ国のばあい、《ラーチャカーン》機能との関係で、地方行政の実情が問われなければならない。

現在のタイ国の地方行政は、“suan thoongthin” (“theetsabaan,” “sukhaaphibaan,” “krungtheep-mahaanakhoon”などをふくむ) と “suan phuumiphaak” (“cangwat「県」,” “amphæ「郡」,” “tambon「行政村」,” “munbaan「(自然)村」”の四つのレベルよりなる) とにわけられる (仏暦2515年「革命団布告」第218号の第2部および第3部参照のこと)。本来的、伝統的な意味での地方行政 (kaan-pokkhrong thoonthii) は、この二つのうちの後者、すなわち “suan phuumiphaak” のことと考えてよい。⁴⁾

もっとも、基本的には各省庁よりなる中央行政 (raatchakaan borihaan suan klaang) と地方行政とを峻然とわけるとは妥当ではない。なぜなら、県のレベルおよび郡のレベルに、中央諸官庁の出先機関が降りてきてお

り、県庁であれ、郡役所であれ、その構成は、中央諸官庁からの出先の集合体に等しいからである。⁵⁾ 地方行政の四つのレベル、すなわち「県」「郡」「行政村」「(自然)村」のうち、ここでいう《ラーチャカーン》機能を担当するのは、「郡」のレベルの官憲までであり、「行政村」以下は、いわば《ラーチャカーン》機能の対象層となる。その意味で、《ラーチャカーン》機能を、被治者大衆——その圧倒的多数は農村在住の農民であるが——との日常的接触のなかで担当するのは、「郡」のレベルを司る「郡長 (naai amphəə)」なのである。

1974年段階で、タイ国全土で、570の郡を数えた。⁶⁾ 各郡に1名の郡長が置かれるわけだから、570名の郡長がこの段階でいた計算になる。「仏暦2457年地方行政法」の第92条には、郡長を中核とする郡役所の機能が規定されているが、その第1項は次の通りとなっている。⁷⁾

「郡役所は、政府の耳であり、眼である。人民の福祉安寧、および、管轄地内で発生するできごとには、絶えず目配りしなければな

らない。政府が人民の福祉安寧および《ラーチャカーン》の利益のために知っておくべき事柄は、郡役所の主たる任務とみなされ、真実のところを政府にたいして報告すべきものとする」。

法律の文章としてはいささか文学的表現に堕し過ぎてはいるものの、郡長の行政機能の本質がここにみごとに表現されている。いずれにしても、《ラーチャカーン》の末端で機能する郡長の役割は、タイ国の政治体系のなかでも、格別重要なものと考えられなくてはならない。総体としての《ラーチャカーン》の意を体して、それ自体《ラーチャカーン》の一部である郡長がどのようにして被治者大衆に接するかが、タイの政治体系のもっとも決定的なポイントであると考えられる。

II 郡長の行政機能

「郡長 (naai amphəə)」がタイの行政法上明文的に制度化されたのは、ふつう「ラタナコーシン暦116年地方行政法」(仏暦2440年、西暦1897年)において初めてとされている。しかし、その前後に発せられた地方行政に関する規則、「ラタナコーシン暦115年地方行政規則」および「ラタナコーシン暦117年地方行政規則」、とくに後者、などをあわせて考えておく必要がある[1: 369-372]。いずれにしても、いわゆる「チャクリ改革」の頂点をなす1892年に始まるラーマ五世の行政改革の重要な一面は、地方行政の改革であったわけであり、その地方行政改革の最大の成果が、その「ラタナコーシン暦116年地方行政法」であったことは改めていうまでもないことである。ただ、1892年以降なし崩し的に行われた地方行政改革の特徴 [*Ibid.*: 371; 12: 69-84] は、まず「(自然)村」、「行政村」、次いで「郡」のレベルと、下から上へと各レベルで行政区画を明確にしたあと、「郡」と「県

4) タイの伝統的な行政機構の変遷を概括したものとしては Phrayaa Mahaa-amnaatyaathibodii (Seeng Wirayasiri). *Kaan-pokkhrong faai ponlaruan rūu mahaattai* (1962年の nansū cēek); Amoon Raksaasat, ed. 1965. *Kaan-borihaan raatchakaan nai suan phuumiphaak*; Somphon Kaseemsin. 1975. *Kaan-pokkhrong khoong thai*. 29-57 (第2版); Cakrakrit Naranitiphadungkaan. 1963. *Somdet phracabborom-wongthəə krom Damrong Raachanuphaap kap krasuang mahaattai* など。

5) タイ国の現在の中央行政および地方行政の概観のためには、Sathaaban-bandit pattana-borihansaat. 1969. *Kaan-cat suan raatchakaan 2512*, あるいは Chuusak Thiangtrong. 1974. *Kaan-borihaan kaan-pokkhrong thoongthin khoong thai* などが有益である。

6) 特殊な性格の「郡」として“king-amphəə”があるが、ここでは、さしあたって無視してもいい。

7) 本篇でのタイ国の法律文の引用は、いずれも Niitiweet 版を用いる。

(当時は、まだ“cangwat”でなく“müang”であった)」との関係をそのあとで明確にした点にみられる。⁸⁾

いずれにしても、注目すべき事実は、「県」「郡」「行政村」「(自然)村」の4行政単位の関係、および「県知事」「郡長」「カムナン(kamnan)」「プーヤイバーン(phuu-yai-baan)」の四者の関係は、いわばこの当初から共棲性を運命的に定められたということである。すなわち、その四つのレベルは、タイの地方行政のカルチャーでは、長い時間の経過を経てほぼ自然法的な規範性を培っていまに至っているのである。「郡長」も、「県知事」と「カムナン」とを結ぶものとして、「チャクリ改革」の当時にそれなりの^{タプ}先天的位置づけないし意味づけを受けているのである。この事実はすこぶる重要であるといえよう。

ところで、1892年以降に確立されたこのような地方行政は、どのような政治哲学に貫かれたのであろうか。むろん、絶対王制の段階である以上、それなりの《ラーチャカーン》観念が事態を主導したことはいうまでもないことである。これについては多くの議論があるが、さしあたって、ダムロン・ラーチャーヌパープ(Somdet krom-phrayaa Damrong Raachanuphaap)が、1902年(ラタナコーシン暦121年)に執筆した「行政機構に役職を得た地方行政官のための助言」という文章があり、それが貴重な手掛りを与えてくれる[16]。これによると、地方行政官の心得としては、(1)正直(khwaam-süütrong) (2)勉勵努力(khwaam-wutsaaha) (3)恩情(khwaam-aarii)の3条件が必要であるとされる。そして、(1)正直は、《ラーチャカーン》にたいする正直、職務にたいする正直、役職にたいする正直の3項目を意味し、⁹⁾ (2)勉勵努力は、

これまた、知識習得、職務遂行、および仕事の上での注意力のそれぞれについていえるとなしている。(3)恩情は、目上の者にたいするもの、同格の者にたいするもの、下級の者にたいするものの3項目にわかれるという。

このダムロン親王のいう「地方行政官のための助言」の内容を貫くものは、明白に、絶対王制的な秩序護持を旨とする《ラーチャカーン》の論理である。したがって、ダムロン親王が同じ文章で結論部分で列挙しているような、実に多くの禁忌に伴われるエトスの体系として行政機構を内面から支えることになるのであった。要は、タイ国の行政機構は、近代化のごく当初から特殊タイ的な《ラーチャカーン》のエトスで裏打ちされた強固なものとして構造化されたということである。郡長のことを考えるとき、このような歴史的背景をあわせ考えてみることは、すこぶる意味のあることなのである。

ところで、郡長の行政機能を定めた現在の法的根拠は、基本的には「仏暦2499年国家運営管理法(第4号)」¹⁰⁾、タノーム・キティカチョーンが発した「革命団布告」第218号(これは国家行政管理に関する規則を定めたものであって、とくに第2部第2章「郡」の個所が関連した内容になっている)、および「仏暦2457年地方行政法」(以下「地方行政法」という。第5章が「郡行政」に関する事柄を定めている。なお、仏暦2486年に同法第2号が出たのをはじめ、仏暦2510年の第4号まで重要な増補改正が重ねられている)の三つである。とくに後二者が重要である。「革命団布告」第218号と「仏暦2457年地方行政法」とのあいだには多少とも内容の重複および法理念のズレがみられるが、相互の関係を確認

8) 「県」と「郡」との関係は、「ラタナコーシン暦117年地方行政規則」第1項で規定されている。

9) ダムロン親王は、この「正直」について、これが特殊タイのエトスであって、諸外国の行政官のエトスには例をみない性質のものであると書いている。

すると、「革命団布告」同第63項の規定が、「本革命団布告に規定のあるばあいのほか、郡行政に関する事柄は、地方行政法に従うものとする」となっていることから判断して、「革命団布告」のほうが法的効果上の優先性をもっているということになる。

「革命団布告」同第60項は、郡長の権限義務について、およそ次のように定めている[9: 599]。

- (1) 法律および政府の規則・計画に従い、公務を執り行う。
- (2) 内閣、各省庁、各局が訓令するか、もしくは内閣総理大臣が革命団党首の資格で命ずることに従って、公務を執り行う。
- (3) 県知事の助言指令に従って、公務を執り行う。
- (4) 法律に従って、郡内部の地方行政に関する事柄を監理する。

この第60項の規定の態様は、「地方行政法」における郡行政に関する規定と微妙な相異点をもっており、少なくとも、「郡長」の独自の権限義務を規定した点（「地方行政法」は、条文の主語は常に「郡役所 (krom-kaan amphəə)」である）、および、この四つの権限義務の内容が暗示するように、郡役所ないし郡長の任務と中央との直結した関係が強調されている点、の2点において、顕著な相異がみられる。この変化は、あとにも述べるように、郡長の機能が行政的であると同時に、その本質においてかなり政治的なものでもありうることを示すものである。

「地方行政法」第66条は、ひとつの郡にひとつ郡役所を置き、それを郡長1名、若干名の副郡長 (palat amphəə)、および主計官 (samuhabanchii-amphəə) より構成させることを規定している。しかし、「革命団布告」第218号第61項は、郡役所の機能を二つに明示的にわけ、

(1) 郡本来の行政機能。これにたいしては郡長が全面的に責任を負う。

(2) 中央諸官庁から郡レベルに派遣される出先機関で郡役所で機能するもの。これにたいしては、郡長は直接に責任を負わない。

と定めている。その(1)の郡本来の行政機能も、二つの局面をもち、内務省本来の行政任務という面と、その他地域的問題であって、主管官庁がはっきりしない事項とがありうる。

郡役所の機構は、「郡役所の任務分掌に関する仏暦2513年5月28日付内務省通達0303/227」によれば、基本的には、七つの課にわかれることになる。

- 1 行政課
- 2 法務課
- 3 文書課
- 4 福祉（職業機会促進）課
- 5 登録課
- 6 身分証明書課
- 7 治安課

しかしながら、このたて前のもとで、郡役所の現実的機能は、郡の特質に応じてこのような枠にしばられることなく多様でありうるわけであり、現実には、各地の郡役所は、それぞれ独自の任務分担を制度化しているのである[11: 125]。ふつう10以上の省庁が郡役所に出先をもつわけで、中央官庁の利害がここに反映することはいうまでもないことである。

ある学者は、郡の一般的分掌のパターンを(1)教育 (2)衛生 (3)土地 (4)協同組合 (5)蓄産 (6)森林 (7)歳入 その他と捉えてみせている[Ibid.: 126]。しかし、筆者が調査したパトゥムターニー県のアンパー・ムアン郡のばあい、面接した郡長は、郡の機能を、(1)職業機会促進 (2)人口登録 (3)歳入（徴税）(4)衛生管理 (5)水産 (6)土地 (7)軍事（徴兵）(8)地域開発 (9)農業 (10)専売（酒、たばこ、

マッチなど)の10にわけてみせた。郡役所内部の分掌関係は、一概には定まらないのである。

要するに、郡長の任務の内容は多面的な分野をカバーし、それなりに瑣末であり、そしてけっして固定的ではありえない。行政の孕み込む新しい種類の問題は、どこよりも先に郡役所のレベルでまず発生し、そして、政治過程にとり込まれるはずである。しかし、それが中央の政策決定過程への新しい投入としてフィールドバックされるよりは、むしろ郡長の権限によって柔軟に解決処理され、中央への投入の素材となりきれないで終る公算が高い。タイの伝統的な《ラーチャカーン》機能の上意下達的な特徴は、現在の郡長の機能を分析してみても、さほどかわっていないということがわかる。

Ⅲ 郡長の資質条件

ところで、このような重要な《ラーチャカーン》機能を担う郡長には、どのような資質条件が望まれているのであろうか。そこをもう少し掘り下げて考えてみることにしよう。そのためには、ひとつの手掛りとして、内務省の「郡長学校 (roongrian naai-amphəə)」で教えられる教科内容 (raai-chūū wichaa) を検討してみると参考になる。

郡長学校は、郡長になる直前の行政官にた

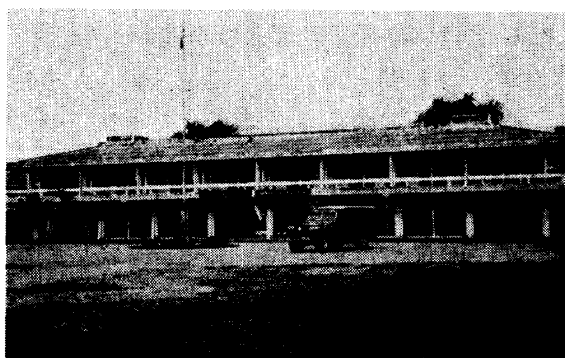


写真1 郡長学校の建物

いして、郡長であるにふさわしい訓練をほどこす機関として、1964年に開校したものである(正式には、1963年7月30日の閣議決定で設置が決められている)。所在地は、パトゥムターニー県タンブリー郡のランシット区であり、現在の校舎(写真1)は1965年8月8日に竣工したものである[13: 19]。

郡長学校は、内務省行政局が主管局であり、内務省が現在行なっている各種行政官訓練学校の一環として設けられたものである。郡長学校は、郡長候補者にたいして pre-service 訓練の機会を与えるところであって、学生は主として、2等級の内務省行政官(おおむね現在、副郡長として在勤中のもの)のなかから、資質 (utthi), 年齢 (aayu-tua), 在職年限 (aayu-raatchakaan), 年長度 (aausoo nai thaang raatchakaan), 日頃の行状 (pra-phrūt) などを審査規準として人選が行われ、あわせて、過去本人の上司であった3人の人間の推薦があったばあい、入学資格が満たされることになる。学習期間は、約8カ月である。

1964/65年度が第1期で、この年は39名が卒業、その後、毎年40~50名の卒業生を出して現在に至っている。¹⁰⁾

この郡長学校の教科内容が重要な意味をもつ。試みに、1974年度第11期生のためのカリキュラムをみると、基本的には八つの柱があることがわかる[6: 18-28]。

第1は、職務処理 (kaan-borihaan) に関する学習で、それがさらに、(1)調査および報告 (2)職務の原理 (3)人事 (4)財務 (5)職場福祉 (6)洞察力 (7)目標と結果に従っての職務遂行 (8)計画と執行過程の管理 (9)職務の改善 (10)

10) Krom kaan-pokkhroong, Krasuang Mahaathai. *Khaawsaan roongrian naai-amphəə*, pii thii 10, chabap thii 11: 91-1218 に、第1期生から第10期生までの卒業生全員の氏名とその後の配属一覧が得られる。

訓練と会議のやり方 (11)指揮命令 と11の学習項目にわかれている。

第2は、経済と社会の発展 (phattanaa) に関する学習で、これが (1)経済と社会の発展に関する基礎理論 (2)タイ国社会における経済社会の諸問題 (3)農村開発 (4)国家と地方の所得水準の向上に関する理論 (5)経済と社会の発展のための計画 (6)地域開発政策と計画立案 とわけられる。

第3は、行政 (kaan-pokkhrong) に関する学習で、これが (1)政治と行政 (2)特殊な性格の地方行政 (3)地方行政 と三つにわけられる。

第4は、地方行政面の職権についての学習であって、これが (1)郡長の権限としての登録事務 (2)選挙管理 (3)身分証明書 (bat pracam tua) の発行 (4)教育 (5)地方行政 (6)郡長の担当する財務事務 (7)官吏の能力の促進 の7項目にわけられる。

第5は、他の省庁の業務に関する学習で、ある意味では、郡長訓練のひとつの眼目であるともいえる。ここは、郡役所に出先をもつ各省庁、あるいは、郡長が職務遂行上接触をもちうる省庁についての基礎的な学習がなされうようになっている、21の学習項目にわかれている。

第6は、治安安寧維持に関する学習で、これが、(1)刑事問題の審理 (2)検証の方法確認 (3)法学 (4)民事調停 (5)郡業務遂行上の問題の是正 (6)共産主義的犯罪への対処 (7)国家安寧の維持 (8)国境地帯の郡長の任務 (9)国土防衛のための自衛性 (10)民間防衛 と10項目にわかれ、この柱もことのほか重視されている。

第7は、特殊知識と題された学習項目であって、中身が興味深い。(1)射撃訓練 (2)ボーイスカウト (3)教育効果 (4)英会話 となっている。

第8は、行政倫理向上についての学習で、

(1)行政官の倫理 (2)人間関係論 (3)社会の習俗儀礼 (4)会議集会での演説の技術。

これ以外に特殊講義があるが、以上の八つの柱が郡長学校の教科内容のほとんどすべてであることはいうまでもないことである。ただ、教室での授業以外に、見学や実地研修など、教室を離れての学習機会も用意されている。ある年度の例をみると、国会見学、森林局、土地局、保健局、税務局の見学、バーンクワーン刑務所見学、サムットプラカーン県での現地学習、北部タイ諸県での現地学習などが組まれている。

指導教官は、専属教官が講義にあたるほか、内務省本省および諸他の官庁の役人およびタマサート大学、チュラーロンコーン大学、国家発展行政研究所 (NIDA) の学者らが非常勤講師に招かれる。

問題は、以上のような教科内容のなかのどの側面が重視されるのかであるが、1969/70年度の例で確認すると、時間配分が多くなされている学習項目を上位から10項目あげてみたとき、おもしろい比重のつけ方が浮かび上がってくる [8: 45]。

1	英会話	60時間
2	人間関係論	24時間
3	会議集会での演説の技術	24時間
4	職務処理	22時間
5	訓練・会議を行う技術	20時間
6	行政学	16時間
7	行政官の倫理	16時間
8	刑事事件における検証方法	16時間
9	法学	14時間
10	民事調停	12時間

このような学習時間の配分から浮かび上がってくる傾向をみると、郡長に期待されている事柄が、まず第1に、ある種のコミュニケーションであること、第2に、国家行政のよき支えとして体制維持のために職務遂行すること、であるということがはっきりする。人



写真2 郡長学校での射撃訓練の光景

間関係論 (manutsaya-samphan) や演説技術、会議技術などが異常に重視されている点、刑事事件における検証方法が重視されている点がある。そのことをはっきりと裏書きするのである。

この点、さらに注目すべきことは、射撃練習に相当な時間が割かれていることであって (写真2 参照)、時にはジープに乗り、ピストルを手に反体制派分子を追跡するたくましい郡長像が浮かび上がってくる。中部タイ地方のある県のある郡長を描いた研究論文のなかに登場する「プロームサク郡長」は、まさにそのイメージにぴったりの人物である [4: 178]。年齢は46才、いまの任地に着任してから9年間、むづかしい郡行政を担当してきている。年齢といい、一定地域への在任期間の長さといい、かなり異例だが、これも本人の特殊な能力に基づくものであろう。プロームサク郡長は「酒を飲むこと、射撃、そして親しい友人とつきあうことが大好き」という人物として描かれている。かれの任地である町は「やくざの多い町 (müang nak-leeng)」としてつとに有名であり、刑事事件が頻発する地域である。したがって、プロームサク郡長も、しばしば部下や警察官を従えて、悪漢を追跡するのである。

以上のような事柄を総合的に分析してみると、郡長の職務に期待されている事柄がはっ

きりする。それは、まず、政府の意図の明確な把握であり、その上で、政府政策の効果的な執行のために行政官としてなにをなすべきかを適確にわきまえ、あわせて、一般民衆とのコミュニケーション能力を備えることである。同時に、タイの国体に照らして、公的な「悪」を絶えず意識し、それを摘発し、それと身をもって闘うことである。

郡長のレベルでは、それ以上のレベルの行政官 (nak-pokkhrong radap suung. 略して, noo. poo. soo. という) に要求されるような世界情勢の把握、政治経済の一般原理の学習などは要求されない [14: 34]。郡長は、とりもなおさず、政府政策の忠実な執行者であり、一般大衆と恩情的に接し、社会的、政治的摩擦を極少化すべき役目をもつ権力の窓口なのである。

IV 郡長の社会的基盤

次に、タイ国の郡長がどのような社会的基盤から補充されるのかを検討しておきたい。

さしあたっての手掛りとして、まず、郡長を永年つとめたふたりの具体的な人物を取り上げて、その経歴をみとめることにしよう。

ひとつは、最近『行政官の生涯三十二年』という本を著わしたチャムノン・テーパハサディン・ナ・アユタヤーの例である [5]。チャムノンは、バンコクの生まれ、1939年にチュラーロンコーン大学の文学部を卒業したが、当時は官界の有力者のコネがなければ政府に職を得られない時代で、コネのなかったかれは学校教師になる。貧しい家で、月給110バーツのうち、40バーツを母親の生活費に渡したという。やがて友人で地方の郡長になる希望をもっている男との対話を通じて地方行政官になることに関心をもつようになる。チャムノンの記録によると、当時、官吏というものは四つのことをすると一般に信じられており、そ

の四つとは、「足をなめること(lia tiin)」,「硬い品物(sin kheeng)」,「赤い卵(khai deeng)」,「学問がしっかりしていること (kreeng wichaa)」であるということであった。チャムノンは、この四つのうち、最初のことは意味がわかったが、残る三つは意味がわからず、ある年配の有力者に、その三つがそれぞれ、上司へのつけ届け、めかけ、そしてある種の知識に従って行動すること、を意味すると教えられる [Ibid.: 5]。

チャムノンは、その有力者に副郡長の職の幹旋を依頼する。やがて、内務省の下級官吏の職を与えられ、いくつかの部署をまわされたあと、1944年に、やっと待望の副郡長のポストを得る。最初の任地は、サラブリー県ノーンケー郡の郡役所であった。こうして、地方行政官の経歴を始めたチャムノンは、副郡長を1個所つとめたあと、郡長になり、10個所で郡長をつとめ、その後県知事を三つの県でつとめて、1975年引退したのである。このチャムノンの経歴は、郡長のひとつの典型的なパターン、つまり、副郡長、郡長、県知事のコースを歩む大学卒のパターンを示しているとみることができる。

もうひとつの例は、最近の『郡長学校紀要 (khaawsaan roongrian naai-amphəə)』にインタビュー記事が掲載されたチョーイ・ケーウナーボーンのばあいである [7: 52-68]。チョーイは、南部タイのチュンポン県の農家に生まれ、寺小屋で5年学んだあと、教師に上の学校に進むよう勧められ、さらに中等教育 (マタヨム) の6年間を学ぶ。そのあと、1939年、チュンポン県庁の下級官吏に採用される。初任給20バーツ。2年後に副郡長になるための資格試験があることを知り、受験して合格、空席がないので2年待機したあと、副郡長になる。その後、ソンクラー県サダオ郡の副郡長をつとめたりしたあと、ヤラー県で郡長をつとめる。ある段階で県副知事

への昇進の話が出るが、県行政の知識がないからという理由で、本人が断わっている。大学を出ていないためか、県知事になる機会はなかった。1977年に定年退官するまで、郡長一筋の一生を送る。このチョーイの経歴も、書記(samian)、副郡長そして郡長、という典型的なパターンを示している。

ちなみに、このチョーイのインタビュー記事から浮かび上がる郡長像は印象的であって、いくつかの刑事事件での犯人逮捕の追想、そして自分の信念ないし職務上の哲学を語る個所などに、郡長の理念型的な「自画像」がよく描けているともいえる。自分を「努力」、「勤勉」、「正直」、そして「民衆の中にはいり込む」などの表現で描いてみせているのは興味深い。

郡長の具体的なイメージをかきたてるために、とりあえずふたりの郡長体験者の例をみてみたが、ここで、郡長の社会的基盤についてもう少し一般的に検討してみることにしたい。筆者が1965年に行なった調査¹¹⁾すなわち当時の現職の郡長全員 (503名) について、社会的基盤 (出身地、家庭背景、学歴、職歴など) についての調査結果から、いくつかの傾向を掘り起こしてみることにしたい。

(1) 出身地

表1に示されるように、郡長の出身地は中部諸県が相対的に多いが、にもかかわらずバ

表1 タイ国郡長の出身地

	1 級 官	2 級 官	計
北部16県	29	47	76
東北部15県	42	48	90
中部26県	115	87	202
南部14県	42	40	82
プラナコーン県	34	17	51
計	262 (不明1名)	239 (不明1名)	501 (不明2名)

11) 本データは、タイ国内務省地方行政局で得られたものである。

ンコク（プラナコーン県）がきわだって多いわけではない。そして、各地方におしなべて分散していることがわかる。中部諸県では、1級官のばあい、アユタヤー、トンブリー、ラーブリー、ナコーンパトム、サムットプラカーンの諸県が多く、2級官では、トンブリー、アユタヤー、チャイナート、チャチュンサオ、ナコーンパトムの順に多い。

(2) 父親の職業

表2が示すように、出身家庭の職業構成は予想以上に多彩である。すなわち、父親が現職、退官後を問わず官吏である例は少なくはない。むしろ、商業(khaakhaai)が相当な比率を示すことのほうが印象的である。あわせて、農業を営む家庭から出たものも少なくない。けっきょく、タイの地方行政官には世襲的、あるいは父親と同じコースを子供が辿るという傾向はみられないのであって、ある種の開かれた社会的流動性のダイナミズムに従って、郡長が生産されていることがわかる。

表2 タイ国郡長の父親の職業

1 級 官		2 級 官	
商 業	101名	商 業	84名
官 吏	53	水田耕作	62
水田耕作	42	官 吏	32
恩給受領者	22	恩給受領者	22
畑作農業	17	畑作農業	15
農 業	8	農 業	11
弁護士	6	弁護士	2
精霊祈禱師	2	自営業	2
無職または不明	25	無職または不明	18
計	276	計	248

上記には以下のような兼職者がふくまれる

<兼職者>		<兼職者>	
水田耕作兼商業	6名	水田耕作兼商業	3名
水田耕作兼畑作農業	4	水田耕作兼畑作農業	2
畑作農業兼商業	2	畑作農業兼商業	1
恩給受領者兼商人	1	水田耕作兼畑作農業兼商業	1
計	13名	計	7名

表3 タイ国の郡長の学歴

	1 級 官	2 級 官
大学(マハーウィタヤーライ)	210名	158名
国 内	5	0
海 外	(うち2大 学卒業者 7名)	(うち2大 学卒業者 4名)
ウィタヤーライ	10	9
師範学校(ウィタヤーライ)	1	2
中等教育(マタヨムのみ)	12	4
初等教育のみ	5	8
その他	29	63
計	270名 (うち2大 学卒業者 7名)	244名 (うち2大 学卒業者 4名)

(3) 学歴

郡長の学歴は、表3に示される。

圧倒的多数が大学卒である。出身大学は、タマサート大学が圧倒的に多い(1級官で、191名、2級官で122名である。ちなみにチュラーロンコーン大学卒は、1級官で19名、2級官で36名でしかない)。修士号取得者は、1級官に8名、2級官に4名を数える。博士号取得者はいない。しかし、反面、少数ではあっても、中等教育(マタヨム)、初等教育(プラトム)だけで郡長になったものがあるのは印象的である。

(4) 職歴

大別すると、(イ) 副郡長→郡長のケース、(ロ) 書記→副郡長→郡長のケース、(ハ) その他の職業→副郡長→郡長のケースの三つの範疇にわけることができる。いちばん多いのは、(ロ)、すなわち下級の書記として役所にとめたあと副郡長になり、やがて郡長になったというケースである。この(ロ)のケースは1級官で138名、2級官で159名を数える。2番目に多いのが(イ)で、1級官で92名、2級官で63名を数える。(ハ)のケースでは、学校の教師を経て副郡長になった例が多い。

以上、四つの項目にわけて郡長の社会的基盤にみられる傾向を確認してみたわけだが、おおよその傾向として、地方のある程度裕福な家庭の出身者で、バンコクの一流大学、とくにタマサート大学を卒業したあと、政府の官吏になり、最初は下級官吏から始まるがやがて副郡長になり、そして郡長に昇進する、というパターンが浮かび上がってくる。郡長にいったんなったあとは、郡長で終るものもあれば、内務省本省に戻るものもある。県副知事になるもの、あるいは県知事になるものもあり、そのコースは多彩ではあっても、地方行政になんらかの形でたずさわるという大枠からはみ出しはしないのである。いずれにしても、人生のひとつのパターンとして、「地方行政官 (nak-pokkhrong thoongthii)」という、ある程度の開かれた業績原理に基づいた社会的流動性に特徴づけられた経歴がタイ国で成立しているということが実証できそうである。そういう文脈において、ある種の厳格な職業倫理（《ラーチャカーン》のエトス）をもった職種としての郡長という側面が浮かび上がってもくるのである。

V カムナンとの関係

郡および郡長が制度化された1890年代当時、早くも郡および郡長が「政府の代表者 (saakhaa, Phuutheen khoong rat)」であり、そして、なによりも、政府と被治者大衆との「接点 (cut-krathop)」であると機能づけされた事実[3: 208-209]をここで思い起こす必要があるだろう。とくに、ある種の「接点」としての郡長の機能について、ここで少し検討を加えておくことにしよう。それは、とりもなおさず、郡長とカムナンとの関係である。この両者の不可分の「接点」関係が歴史的には同時に確立されたという事実についてはすでに触れた。

カムナン¹²⁾は、いうまでもなく行政村の長であり、その地位と機能は「仏暦2457年地方行政法」の第4章第29条以下第61条にかけて規定されてある。郡長が主宰する、当該行政村のプーヤイバーンの会議で、1名を互選してカムナンとするということが第30条に規定されている。プーヤイバーンが村民の選挙により選ばれる以上、カムナンも間接的な民選による地位であるということになる。

同「地方行政法」の第83条以下に、郡長とカムナンとの「接点」関係が明文化されている。第84条は、カムナンが、郡当局の協力者であることを明示的に規定している。続いて第85条には、郡当局は諮問あるいは事実確認ないしは命令のために、必要に応じて、カムナン、プーヤイバーンらの会議を開くべきことが規定されている（写真3）。こうして、《ラーチャカーン》を末端で担う郡長と、民意に基づいて選ばれるカムナンとは、このように郡長が法的根拠によって保証された優位性をもつかたちで「接点」関係をもつのである。

カムナンは、法的には、県知事や郡長がそ



写真3 カムナンを集めて、月に1回のカムナン会議を主宰する郡長（ソンクラ県アンパー・ムアン郡にて）

12) 「カムナン」の語源は、古くアユタヤー時代にまで遡ることができる。はじめは、“kamnan talaat”という表現で用いられた。そして当初は必ずしも、行政官のニュアンスはなかった。

うであるのと同じ意味では政府官吏 (khaa-raatchakaan) ではないと解釈されている。カムナンは郡役所から、勤務年限に応じていくばくかの謝礼を受領するが、この謝礼は「代弁謝礼 (ngən-khaa toop theən)」と呼ばれ、官吏の俸給とは違った性質のものともみなされる。カムナンの地位の本質は、要するに、「連絡のための準公的役割」あるいは「村民の公的な指導者」と捉えられるのであって [2: 3], それ以上のものではありえない。郡長とカムナンとのあいだには、その点で画然とした違いが存在するのである。

カムナンについては、国家発展行政研究所がアモン・ラクサーサット教授を主査として、2,678 名のカムナン (タイ国の全カムナンの54%に相当する) を対象に行なった重要な調査成果が公刊されている [Loc. cit.]. これによって、カムナンのさまざまな局面について実証的なデータを得ることができる。

まず、カムナンの学歴をみると、表4の通りであり、中等教育を越えて高等教育を受けた例が乏しい点に基本的な特徴がある。過半 (58.58%) が初等教育だけしか受けていないことがわかる。学校教育をまったく受けていないものが20%強もいる事実も印象的である。

カムナンの職業は、主として水田耕作に従事する農業者 (地主を含む) が圧倒的に多い

表4 カムナンの学歴 (サンプル: 2,678人)

学 歴 水 準	%
プラトム1—4	58.58
マタヨム1—3	18.70
マタヨム4—6	4.77
マタヨム6年以上	0.70
宗教的知識あり	6.72
イスラムの知識あり	0.70
読み書き可能	13.33
読み書き不可能	0.59
その他	3.20

(水田保有者は86%強を数える)。そして、カムナンの60%が畑地 (thii-din suan) をも保有している。

このようなカムナンの、職務観念について興味深いデータが出ている。

まず、カムナンの任務の本質はなにか、という質問にたいして、「カムナンは政府の仕事の代弁者である」と答えたもの15.66%, 「カムナンは民衆の代弁者である」と答えたものが同じく15.66%, そして「カムナンは政府と民衆とのあいだの仲介者である」と答えたものが63.68%であった。あわせて、「カムナンは具体的にどういう任務内容をもつか」という質問にたいしては、「治安維持」という回答が43.43%, 「税務, 登録など政府の仕事を民衆に理解させること」という回答が32.83%, 「村の発展あるいは職業機会の促進」という回答が37.37%, 「宗教, 教育, 福祉の促進」が11.12%, ……(ひとりのカムナンが複数の回答をなしているので、総計は100%を越える) と回答内容はわかれている。しかし、治安維持, もっとくだいていうと「盗っ人と悪人のたぐいの一掃」という回答が最高の比率を示したのは注目に値する。

次に、「カムナンの制服をかえるべきかどうか」という質問にたいして、「かえるべき」が22.22%, 「かえるべきでない」が25.76%, 「かえる必要がない」が51.01%と回答はわかれている (写真4)。この質問, そしてそれにたいする回答は、なにげないようだが意外に重要な意味をもっている。つまり、カムナンが政府官吏であると思っているものは、制服をそれなりにかえるべきだと答えたのであり、カムナンが政府官吏でないと思っているものは、「かえるべきでない」あるいは「かえる必要はない」と答えたのであって、その点でのカムナンの自意識が示されているのである [Ibid.: 76]。

「自分の子供をカムナンにしたいか」とい



写真4 制服を身につけたカムナンたち（ソンクラーク県アンバー・ムアン郡にて）

う質問にたいする回答は、11.62%が「させたい」と答え、「させたくない」が7.58%、「本人次第」が79.30%となっている [Ibid.: 80]。

ところで、カムナンの任務が「つかれるか」あるいは「むづかしいか」という質問もなされている。「つかれる (nǔai)」と答えたものは約69%で、その理由としては、「郡役所との連絡が不便」47.98%、「村の中での仕事が多い」16.67%、「年を取り過ぎている、あるいは健康状態がよくない」27.27%などがあげられている。「むづかしい (yaak)」と答えたものは約75%、その理由としては、「法律にいろいろと通じないといけないから」42.42%、「職務上の責任が多過ぎるから」36.36%、「自分自身が規則をよくわきまえていないから」12.63%、「役人の話すコトバがわかりにくいから」11.11%、「役人がやたらと仕事をまわしてき過ぎるから」6.06%などがあげられている [Ibid.: 86-87]。

最後に、このカムナンに関する調査報告は重要な調査項目を調べることで終わっている [Ibid.: 98-102]。それは、郡長らの行政官の側とカムナンの側との職務上のコミュニケーションの円滑さ、ないし相互の理解度についての調査である。

郡役所が公文書でなにかを連絡してきたとき、カムナン側としては理解しやすいかどうか

かという点について、カムナンの回答は、「理解できる」31.75%、「なんとか理解できる」50.24%、「よく理解できない、まったくわからない」16.11%となっていて興味深い。逆に、カムナンの側がなにかを文書で郡役所に連絡するとき、郡役所の官吏に意味がよく通ずるかどうかという点について、郡の行政官の回答は、「よく理解できる」19.91%、「なんとか理解できる」59.72%、「よく理解できない、まったくわからない」18.09%となっていて、これまた興味深い。

カムナンにたいして、行政官とのコミュニケーションの難易度について重ねて問うた質問項目があり、文書のばあい話しコトバのばあいのそれぞれについて、わかりやすさをきいている。カムナンの回答は、まず文書のばあい、「わかりやすい」68.69%、「わかるものもあれば、わからないものもある」30.30%となっており、話しコトバのばあいは、「わかりやすい」66.67%、「わかるばあいもある、わからないばあいもある」33.39%、「わかりにくい」1.01%となっている。

このような、郡役所とカムナンとのコミュニケーションの意外な困難さの理由として、郡の行政官は、以下のような理由をあげている。

交通の不便さ	50.71(%)
有効な通信連絡手段の欠如	16.12
カムナンの不熱心さ	13.27
カムナンの知識不足	4.74
カムナンのむらさ	4.26
カムナンにたいする村民の協力不足	2.37

けっきょく、カムナンに関するこのような調査結果をも踏まえて、郡長とカムナンとの関係の現状を確認してみると、郡長が法律的に保証された優越性をもつだけでなく、学歴、知識など、社会的基盤面での特質あるいは人間的資質においてもカムナンに優越して

いるということがわかる。それと同時に、まさにそうであるが故に、カムナンと郡長との意思疎通の関係はある面円滑さを欠き、この貴重な「接点」関係において、望ましい投入・産出機能が働かえない事情が発生していることも事実のようである。要するに、郡長は、カムナンあるいはプーヤイバーンにたいしては一方的な権威で君臨し、まさにここでいう《ラーチャカーン》の論理を一方的に農民におしつける役目を果たしているという結論になりそうである。

VI 終 り に

郡長に関する以上の分析の結果から、以下のような結論が導き出せるように思う。

第1に、タイ国は、万全の法治主義の伝統をもった行政国家である。現行の行政機構は、「チャクリ改革」以降の長い歴史過程のなかで、固有の伝統と実質を培いながら、今日に至っているのである。そして、その本質は、ほかならぬ《ラーチャカーン》の論理の構造化なのである。

そこで、第2に、タイ国の地方行政を上下に貫くのは、《ラーチャカーン》の論理である。この論理は、支配権力レベルにおける政治の質がどうであれ、また国家の政治路線がどう変化しようと、かわらずに日常的に機能し続けるものである。その本質は、体制維持のメカニズムそのものであり、内務行政を軸とする上意下達の行政機構に具現化されるものである。

この《ラーチャカーン》の論理の特質は、政治体系論的にいうならば、政治的^{インプット}投入と政治的^{アウトプット}産出とのあいだの望ましいバランスをつくり出し、保つものであるよりは、むしろ、政治的産出の一方的な伝達を旨とするところにみられる。このような産出機能の圧倒的優位ということからして、タイ国の行政

は、とくに地方行政において政治性を帯び、政治的支配と行政とは不可分な関係にたつのである。

第3に、郡長は、文字通り国家権力と被治者大衆との「接点」として、この《ラーチャカーン》機能のもっとも重要な担い手として、決定的な役割を果たしている。郡長の機能は、タイ国の行政法体系においても、またその歴史的な背景からしても、揺るぎなき規範性をもった存在として、タイ国の政治体系を基盤から支えているのである。

郡長は、それなりに国家権力によって訓練され、しつけられる仕組みが確立している。郡長職は、世襲的でも固定的でもなく、ある種の自由な社会的流動性を特徴としており、そのこと自体が郡長制度の正当性を強めている。

郡長は、自分の管掌する郡役所で、カムナンおよびその他の被治者大衆と「接点」をもち、そこで、郡長・カムナン・「プラチャーチョン」という3要素よりなる「三位一体の政治原理」が成立するのである。この三位一体の原理ないし構図が安定するかぎり、タイの政治構造は土台の部分において基本的な安定を得ることになる。この三位一体の構図に働く相互関係は、今後もっと注目される必要があるだろう。

最後に、第4に、《ラーチャカーン》の論理が、郡長・カムナン・「プラチャーチョン」のその「三位一体の政治原理」にもかかわらず、一方的な権力意思の伝達を特徴とするものであるかぎり、中央の政策決定過程への国民からの政治的要求の投入^{インプット}は、ごく不完全にしかなされないということになる。議会制民主主義ないし、政党制の時折の復活があるかもしれない、ある程度の事態の改善が期待できるかもしれないが、それにしても、《ラーチャカーン》の論理の一方的性格が抜本的に匡正されるわけではない。

にもかかわらず、注目すべき事実として、権力者たちは、民衆の意向に従い、民衆の声に耳を傾けた上で政策決定を行おうという姿勢を常に示す。郡長にしても、本来は、そういう民衆の声を見聴きする耳であり、眼である筈である。そして、郡長にしても、精一杯、そういう「接点」機能を果たそうと努力していることは事実である。しかし、反面の《ラーチャカーン》機能の一方的性格と、こういう権力者たちの恩情主義姿勢とはどういう論理関係にたつのであろうか。

結論的にいって、タイ国の政治決定過程を特徴づけるのは、本来の投入機能にかわる「疑似投入 (pseudo-input)」, すなわち、権力者たちが直観的にその内容を読み取り、先取りする「民の声」が、あたかも本来の投入であるかのように権力者たちの特殊タイ的恩情主義を媒介として、一応、政策決定過程に投入されるのである。しかし、これは、むしろ、あらゆる意味において本来の政治的投入機能ではありえない。いずれにしても、この「疑似インプット」による政策決定過程こそが、タイの政治体系の基本的な特徴である。その構造化を基底部分において決定的にしているのが、ほかならぬ郡長の行政＝政治機能なのである。

引用文献

1. Amoon Raksaasat. 1965. Anaakot khoong kaan-borihaan raatchakaan suan phuumiphaak. In *Kaan-borihaan raatchakaan nai suan phuumiphaak*, edited by Amoon Raksaasat.
2. ——— et al. 1967. *Kamnan, bukkhalik-phaap le thatsanakhati*.
3. Cakrakrit Naranitiphadungkaan. 1963. *Somdet phracaoboromwongthae krom Damrong Raachanuphaap kap krasuang mahaatthai*.
4. ———. 1974. *Bukkhon chan-nam khroong saang heeng amnat le kaan muang nai chumchon thai*.
5. Camnong Theephahasadin na Ayutthayaa. 1976. *32 pii heeng chiiwit nak-pokkhrong*.
6. Krom kaan-pokkhrong, Krasuang Mahaathai. *Khaawsaan roongrian naai-amphae*, pii thii 10, chabap thii 10.
7. ———. *Khaawsaan roongrian naai-amphae*, pii thii 14, chabap thii 175.
8. Nak-suksaa naai-amphae run 6. *Waarasaan roongrian naai-amphae*, run 6, chabap thii 3.
9. Niitiweet. 1971. *Ruam Prakat khoong Khana-pathiwal*, chabap 1 thung chabap sutthai.
10. Nippon Sasithoon. 1973. *Khaaraatchakaan le prachaachon. Bot khwaam thaang wichakaan*, leem 14.
11. Phaibuun Chaangrian. 1971. *Laksana sang-khom le kaan-pokkhrong khoong thai*.
12. Phrayaa Mahaa-ammatyaathibodii (Seeng Wirayasiri). *Kaan-pokkhrong faai ponlaruan rui mahaatthai* (1962 年の nansu cee).
13. Prayuun Ruangkooson. 1969. *Roongrian naai-amphae. Waarasaan nak-suksaa roongrian naai-amphae run 6*, chabap thii 1.
14. Prinyaa Naakcatrii. Noo. Poo. Soo. *Khaawsaan roongrian naai-amphae*, pii thii 10, chabap thii 10.
15. Raatchabandityasathan. 1950. *Photcanaanukrom*, chabap raatchabandityasathan.
16. Somdet krom-phrayaa Damrong Raachanuphaap. 1921. *Kham-nenam khwaampraphrut samrap khaa-raatchakaan huamuang sung mii tamneng nai kaan-pokkhrong*. In *Kaan-borihaan raatchakaan nai suan phuumiphaak*, edited by Amoon Raksaasat.